

# 遠賀町ごみステーション設置指導指針

## 1. 目的

遠賀町ごみステーション設置基準（以下、本基準）は、開発により新たに形成される住宅と近隣住宅との融和及び、開発地内及び隣接する民有地へのごみステーションの設置により地域住民のごみの分別への意識の醸成を図ることを目的とする。

## 2. 指導基準

同一開発等において4戸以上の共同住宅及び一戸建て住宅等を建設、及び住宅地を分譲する場合は、以下の基準に従い開発地内または隣接する民有地にごみステーションを設置するよう開発事業者に指導するものとする。ただし、一戸建て住宅地の場合には、担当係および区長と協議した結果、既存のごみステーションを活用しても容量や距離などにおいて問題ないと判断した場合はこの限りではない。なお、区長との協議内容については、「ごみステーション設置に関する協議報告書」にて報告するものとする。

## 3. 設置要件

- (1) ごみステーション1か所あたりの利用世帯数は、おおむね10～15世帯とし、想定される利用世帯数に応じた数と大きさのごみステーションを設置するものとする。
- (2) 集合住宅の場合は専用のごみステーションの設置が可能だが、一戸建て住宅地の開発においては、利用者は当該開発地の住民に限らない。
- (3) 設置場所等について区と合意していること。
- (4) 設置場所が既存の住宅などに隣接する場合は、その所有者等の同意が得られていること。
- (5) 民有地の場合は、土地所有者の承諾を得ていること。

## 4. 設置場所（位置）

道路に接するごみステーション専用地または公道に面した場所であって、収集作業に支障がなく、周辺の交通安全上支障がない場所で、次にあげるいずれにも該当しない場所に設置しなければならない。

- 道路法（昭和27年法律第180号）その他関係する法令に抵触する場所
- 収集車両が通行または転回できない場所
- 収集車両を停車できる位置からおおむね5メートル以上離れている場所
- 道路面と著しい高低差のある場所
- 見通しの悪いカーブ、急こう配、収集車両が回転又は方向転換のできない袋路状道路
- その他安全が確保できない場所

## 5. 構造

構造は、基本構造 a、b のいずれかの条件を満たし、その他の要件をすべて満たす構造を基準とする。

### ● 基本構造

- a. 平面的に置く場合の基本構造は、有効面積を 2.5 平方メートルとする。また、利用想定世帯数が 10 世帯以上の場合には、1 世帯増えるごとに 0.2 平方メートルの有効面積を追加する。
- b. 90 センチ以上 120 センチ以下の囲い等の工作物を設置する場合や専用の集積箱等を設置する場合の基本構造は、有効容量を 700 リットルとする。また、利用想定世帯数が 10 世帯以上の場合には、1 世帯増えるごとに、60 リットルの容量を追加する。ただし、囲い等が 3 面しかない場合は 2/3 を、2 面しかない場合は 1/3 を、高さ×幅×奥行きに乘じたものを有効容量とする。なお、ネットは囲い等に含まない。

- 雨水が溜まらないよう、水抜きなどの対策が施されていること
- カラスや野良猫等に荒らされないよう対策が施されていること。
- 風等の自然条件によりごみが飛散しないよう対策を講じること。
- 不法投棄防止の対策を講じること。ただし、施錠等する場合は、別途協議を必要とする。
- 収集員がごみステーション内に立ち入ってごみを収集する必要がある場合には、出入り口は 1.2m 以上とし、内部の構造が収集に支障のないものであること。
- 収集作業を安全かつ効率的に行うことができるものであること。

## 6. ごみステーション設置等要望書

「ごみステーション設置等要望書」は、収集開始希望日の 2 週間前までに担当係に提出すること。

## 7. 収集開始の連絡

収集開始予定日の 3 営業日前までに担当係にその旨連絡すること。ただし、ごみステーション設置等要望書に記載した収集開始希望日と相違ない場合は不要とする。

## 8. 管理

- (1) ごみステーションのための構造物（専用のかごやブロック塀など）については、一戸建て住宅地のごみステーションは区及び利用者が、共同住宅のごみステーションは管理会社が管理するものとする。
- (2) ごみステーションは、常に清潔にし、環境衛生上支障がないように維持管理に努めなければならない。